病児保・病後児保育室はなぞの 利用規約兼同意書　　　　　　　　　　　　 平成28年4月１日施行

第１条（名称および管理、運営）

本保育名称を「病児保・病後児保育室はなぞの」（以下、本保育室）とし、管理、運営は社会福祉法人　仁田山親和会（以

下、当会）が行う。

第２条（所在地）

本保育室は群馬県桐生市織姫町４－３３に置く。

第３条（目的）

病時期または病気回復期であり集団保育の困難な児童を一時的に預かる業務を行うことにより、地域の育

児支援を目的とする。

第４条（看護保育の方針）

小児科医、看護師、保育士がチームとなり、病気の児童の看護、保育に当たり、身体、精神両面のケアを施

し、リラックスできて楽しく安全に過ごせるよう配盧する。

第５条（病児保育の対象）

１．利用対象は、生後１歳から小学校６年生までの児童で、病気または病気の回復期であることから、保育園

等での集団生活が困難、かつその保護者がやむを 得ない事由で、家庭で育児が困難な場合とする。

２．感染力、重症度の観点から、麻疹、重篤な食物アレルギーの児童は対象から外す。

３．0歳児は予防接種が未完了だったり、アレルギー等不明なことも多く、またSIDSの危険が高いため対象から外す。

４．定員は原則３名とする。但し、やむを得ない事由により定員を下回って、または一時的に超えて受け入れる場合がある。

第６条（利用方法）

１．利用時間は次のとおりとする。 月～金：午前8:30～午後5:30　（休室日：土・日曜、祝日）

２．利用登録は、初回のみ、事前に、または利用日当日、当室にて「利用登録申込書」「利用規約兼同意書」を提出して行う。

３．予約は次のとおりとする。

①利用日前日の午前9:00から午後5:30までに当室への電話または、当室にて予約を受け付ける。

②利用日当日の予約は、午前8:30分から正午まで、定員に余裕があるときに 限り受け付ける。

③予約のキャンセルは利用当日の午前8:15から8:30までとする。無断キャンセルの場合，次回利用時にキャンセル料1000円が発生する。

４．利用時提出書類は次のとおりとする。「利用申込書・病状連絡票」は保護者が記入し、「診療情報提供書」は医師に記入してもらい、予約時もしくは利用日当日に当院へ提出する。

５．病状の変化した時の対応について。本保育室が、当室もしくは主治医の診療を必要と判断した場合は、保護者は 連絡を受けたあとすみやかに対応すること。ただし、けいれんなど、病状を緊急と判断した場合は、保護者への連絡前に医療行為を含めた応急対応をする場合がある。

６．インフルエンザが疑われる場合など、部屋決めや感染対策として、必要に応じ医師の判断で当室にて検査を行うことがある。

第７条（利用料金等）

１．基本料金は、１日当たり2000円とする。

２．オムツなどの必要な身の周りの物は各自で用意すること。また、用意したもの に不足が生じ、やむを得ず本保育室が調達したものについては別途費用を支払う。

第８条（料金支払方法）

利用料金は入室時に支払い、別途生じた費用は退室時に精算する。

第９条（補償制度）

本保育室を利用するにあたり、万一事故等が発生した場合、保険適用範囲内において補償を受けることができる。但し、病状悪化等、本保育室の責に帰すことができない事由による事故等の場合はこの限りでない。

第10条（利用制限）

次の各号のいずれかに該当する場合は、保育の途中にかかわらず利用を制限し、また受け入れを拒否する場合がある。

1. 児の病状により、保育が不適切と医師が判断したとき。
2. インフルエンザ等感染症の流行により保育室内感染の危険性が高いとき。
3. 気象警報等が発令されたとき。
4. 当室の嘱託医の診察または本保育室の保育方法に同意しないとき。
5. 本利用規約に従わないとき。

第11条（保護者の義務）

1. 児童の保護者は、本保育室に対して、本保育室の求めに従い保育に必要な情報を提供しなければならない
2. 児童の保護者は、本保育室を利用する間、「利用申込書」に記載した緊急連 絡先に常に連絡でき、緊急時でも保護者の意思が確認できるよう努めなければ ならない。

第12条（規約の変更）

本規約の変更は当室が定め、その効力はすべての利用登録者に帰属する。 以上、規約の内容を理解、承認し

たうえで利用登録申請をします。

令和 　　　年 　　　月 　　　日 　　　　　　　　　　　保護者署名欄

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　印